

川崎市特別養護老人ホームこだなかの指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 くぬぎざか福祉会（川崎市宮前区野川1413）
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ～ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	ア 特別養護老人ホーム事業 イ 短期入所生活介護事業 ウ 通所介護事業 エ 居宅介護支援事業 オ 老人介護支援センター（地域包括支援センターの業務の一部として実施）

2 検証結果

項 目	検 証
<p>1 最適な公共サービスの手法の選択</p> <p>(1) 最適な公共サービス提供主体の選択</p> <p>① 法制度上の必要性</p> <p>② サービスの制度趣旨や社会状況</p> <p>③ サービスの質を担保する仕組みの存在</p> <p>(2) 効率的な運営手法の検討</p> <p>① 市民満足度の高いサービス提供</p> <p>② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保</p> <p>③ 効率的、効果的な運用の確保</p>	<p>① 老人福祉法第15条並びに介護保険法第70条及び第86条の規定によって、公機関、民間法人とに関わらず、サービスの提供主体となることができる。したがって、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理者制度の活用も可能である。</p> <p>② 介護保険制度の趣旨は、介護保険法第1条の目的にもあるとおり、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等によって要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとされている。社会状況としては、社会福祉法人の運営が可能となっているため、民間手法を取り入れた質の高いサービス提供がなされている。</p> <p>③ 介護保険法第76条の規定によって、都道府県知事及び市町村長は事業所への立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査する権限を有している。また、情報公表制度や利用者からの苦情等を処理及び審査する仕組みも構築されていることから、サービス提供主体が公機関、民間を法人と関わらず、サービスの質担保する仕組みは確保されている。</p> <p>① 本市が実施する介護相談員の受け入れを行っているほか、利用者の心身の状況を的確に把握し、必要に応じて個別ケアを行うなど、一人ひとりの生活状況等を十分に考慮しながら処遇向上に取り組んでおり、満足度の高いサービス提供ができた。</p> <p>② 被保険者が要介護状態となり、在宅での生活が困難となった場合の安心として特別養護老人ホームの必要性は高く、また、入居を希望される方が多いことから施設運営の継続性は非常に高いものとなっている。安定的なサービス提供については、業務の性質に沿った協定書を作成し、毎年の事業報告を確認することで、適切なサービス提供の確保ができ、公正性や公平性の確保を図りながら、質の高いサービス提供を維持することができた。また、利用者の入居に関して入居判定委員会などで公平な入居選考を担保した。但し、施設の運営には一定程度の正規職員の雇用が必要となるため、指定管理期間の終了とともに雇用を解除することは難しいという課題がある。</p> <p>③ 被保険者の様々なニーズに対して、民間法人が各種サービス提供において蓄積したノウハウや専門性を、自由かつ柔軟な発想で業務運営に発揮したことで、効率的、効果的なサービス提供を行うことができた。具体的には、利用者・家族の直接の意見を聞くために、投書箱を設置している。これによって、利用者・家族からの意見、要望等に対する解決策を検討するとともに、それらの原因、対策を検討し、実施することでより良い施設の運営につなげていくことができた。</p>
項 目	検 証
<p>2 サービスの向上等</p> <p>(1) 安定性</p>	<p>(1) 平成18年度においては、特別養護老人ホーム、短期入所事業及び通所介護事業については、良好な利用実績であった。しかし、平成19年度においては、通所介護のみ安定した運営ではあったが、特別養護老人ホーム、短期入所事業については、人員不足によって、利用者の減少へとつながった為、受け入れを一時停止するに至った。しかしその後、介護職員の確保に努め職員体制を整えたことによって、利用者数が増え受け入れも再開した。今後も雇用の確保に</p>

	<p>努めることはもとより、安定した稼働率の維持に努めていく必要がある。 また、居宅介護支援事業については、平成20年度において、1人の介護支援専門員が扱うことのできる基準の件数の上限を上回り、介護報酬の減算となったため、今後についても、人員の適正な基準を遵守する必要がある。 平成21年度においては、通所介護事業御及び短期入所事業ともやや低い稼働率ではあるが、短期入所事業の利用実績の伸びが顕著であると言える。</p> <p>【短期入所事業における利用実績】(定員:2人)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> <tr> <td>利用者延べ数(人)</td> <td>119</td> <td>65</td> <td>78</td> <td>506</td> </tr> </table> <p>【通所介護事業における利用実績】(定員30人)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> <tr> <td>利用者延べ数(人)</td> <td>5,307</td> <td>5,242</td> <td>5,248</td> <td>4,825</td> </tr> </table>		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	利用者延べ数(人)	119	65	78	506		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	利用者延べ数(人)	5,307	5,242	5,248	4,825					
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																						
利用者延べ数(人)	119	65	78	506																						
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																						
利用者延べ数(人)	5,307	5,242	5,248	4,825																						
(2) 公平性	<p>(2)利用者や家族からの意見・要望・苦情等に対しては、全職員が共有し施設長ならびに各部署の責任者を中心に改善・解決に向けた体制を整えている。また、内容の原因、対策を十分に検討し迅速に解決、改善できるものは速やかに対応し、時間がかかるものについては、施設長、介護支援専門員、主任の介護職員、主任補佐の介護職員から構成される苦情処理委員会において検討し、利用者に対するサービスの質の向上に努めている。また、多くの意見を取り入れる環境づくりにも力をいれており、たとえば意見箱を設置するなど、意見や苦情を積極的に言える環境を整備している。</p> <p>【苦情及び事故件数】</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> <tr> <td>苦情(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事故(件)</td> <td>72</td> <td>135</td> <td>135</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>うちヒヤリハット</td> <td>17</td> <td>30</td> <td>69</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>うち医療機関受診</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </table>		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	苦情(件)	0	0	0	0	事故(件)	72	135	135	190	うちヒヤリハット	17	30	69	79	うち医療機関受診	4	2	0	1
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																						
苦情(件)	0	0	0	0																						
事故(件)	72	135	135	190																						
うちヒヤリハット	17	30	69	79																						
うち医療機関受診	4	2	0	1																						
(3) 専門性	<p>(3)より多くの職員に対し、関係機関が主催する研修会に参加し、介護技術の向上と利用者サービス向上を目的に参加を奨励している。しかし、日常業務を遂行する上で参加者が限られることもあり、参加できない職員に対し伝達研修会を行うなど、職員のスキルアップに努めている。</p>																									
(4) 創意工夫	<p>(4)年間を通して様々なボランティアの方を随時受け入れたり、また行事などもボランティアの協力のもと多く開催している。</p> <p>【主なイベント(行事)】 エレクトーン訪問、縫い物ボランティア、折り紙ボランティア など</p>																									
3 コスト検証 算定方法	<p>導入前の平成17年度の運営委託料等が6,528千円であったが、現在は指定管理委託料はなく、介護報酬と利用者負担金を指定管理者の利用料金収入として収受し運営しているため、毎年度6,528千円の経費削減効果が認められる。</p>																									
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	<p>建物、設備の管理業務は専門業者に委託しており、適切に維持・管理を行っていると言える。しかし、現在開設16年を経過し、今後は施設の老朽化に伴い、不具合が発生していくことが予想されるため今後も、定期的な保守点検をしていく必要がある。</p>																									
項 目	検 証																									
5 総 括 成 果	<p>【修繕件数】</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>修繕内容</th> <th>今後の見込み</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">修 繕</td> <td>17</td> <td>ピット内排水ポンプ補修</td> <td rowspan="5">定期点検によって、早期の不都合箇所の発見に努め、修繕を行っていく。</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>機械入浴装置の購入</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>電話設備交換工事</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>屋上防水改修工事</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>冷却塔修理工事</td> </tr> </table> <p>介護サービスについては、将来的に介護が必要な高齢者が増大することが見込まれる中、必要なサービス量の確保及びサービスの質を確保するため、公設施設の存続は引き続き必要である。</p> <p>また、サービスの主体については、法及び制度趣旨、財産管理上及び本施設での実績から、指定管理者制度の活用が有効であり、同制度を引き続き活用することとしたい。</p>		年度	修繕内容	今後の見込み	修 繕	17	ピット内排水ポンプ補修	定期点検によって、早期の不都合箇所の発見に努め、修繕を行っていく。	18	機械入浴装置の購入	19	電話設備交換工事	19	屋上防水改修工事	20	冷却塔修理工事									
	年度	修繕内容	今後の見込み																							
修 繕	17	ピット内排水ポンプ補修	定期点検によって、早期の不都合箇所の発見に努め、修繕を行っていく。																							
	18	機械入浴装置の購入																								
	19	電話設備交換工事																								
	19	屋上防水改修工事																								
	20	冷却塔修理工事																								